

議員提出第5号議案

大阪府子どもたちをいじめから守るための条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年10月11日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

提 出 者

大阪府議会議員

徳 永 慎 市
西 惠 司
中 井 もとき
奥 谷 正 実
須 田 旭
杉 本 太 平
塩 川 憲 史
うらべ 走 馬

しかた 松 男
奴 井 和 幸
原 田 こうじ
奥 田 悦 雄
西 野 修 平
原 田 亮
西 村 日加留
西 川 訓 史

議員提出第5号議案

大阪府子どもたちをいじめから守るための条例制定の件

大阪府子どもたちをいじめから守るための条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府子どもたちをいじめから守るための条例

(目的)

第一条 この条例は、生徒等の命と尊厳を守るため、いじめの防止に関して必要な事項を定めることにより、全ての生徒等が健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「いじめ」とは、生徒等が他の生徒等から受けた行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、行為を受けた生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「学校」とは、大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）に規定する中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この条例において「生徒等」とは、学校に在籍する生徒又は児童をいう。

4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 生徒等の命と尊厳を守るための施策は、いじめが生徒等の健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であることに鑑み、府、保護者、地域住民、学校その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめを防止するために必要な施策を実施しなければならない。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、生徒等の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うことを自覚し、生徒等を大切に育てるよう努めなければならない。

2 保護者は、府が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 保護者は、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき、又はいじめに係る相談を受けたときは、府に情報提供するよう努めなければならない。

(地域住民の責務)

第六条 地域住民は、それぞれの地域において生徒等の健全な育成を図ることができる環境づくりに努めなければならない。

2 地域住民は、府が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 地域住民は、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき、又はいじめに係る相談を受けたときは、府に情報提供するよう努めなければならない。

(学校の責務)

第七条 学校は、基本理念にのっとり、生徒等の安全を確保するよう努めなければならぬ。

2 学校は、府が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならぬ。

(生徒等の心構え及びいじめの禁止)

第八条 生徒等は、自己を大切にし、互いの権利を尊重し合うよう努めなければならない。

2 生徒等は、いじめを行ってはならない。

3 生徒等は、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき、又はいじめに係る相談を受けたときは、府に情報提供するよう努めなければならない。

(相談)

第九条 知事は、いじめに係る相談に応ずるための相談窓口を設けるものとする。

2 知事は、前項の相談があったときは、事実を確認するために積極的に情報を収集しなければならない。

(いじめの防止の申出)

第十条 何人も、いじめに関する事項について、知事に対し、いじめの防止の申出(以下「申出」という。)を行うことができる。

(調査)

第十一条 知事は、申出があった事案について、関係する生徒等及びその保護者に聞き取りを行う等、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項の調査(以下「調査」という。)のため必要があると認めるときは、学校その他関係する府の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査を行うことができる。

3 知事は、調査のため必要があると認めるときは、いじめの防止のために必要な限度において、府の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(調査の不実施)

第十二条 知事は、申出の内容について明らかに事実の誤認があると認められるときその他調査を行うことが適当でないと認めるときは、調査を行わないものとする。

(是正の勧告)

第十三条 知事は、調査の結果、いじめ又はそのおそれがあるとき、学校その他関係する府の機関に対し、次の各号に掲げる措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 生徒等に対する見守りその他学校内におけるいじめの防止のための環境整備

二 訓告、別室指導その他の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十条に規定する懲戒

三 生徒等の学級替え

四 生徒等の転校の相談及び転校の支援

五 前各号に掲げるもののほか、いじめの問題を解決するために必要な措置
(報告)

第十四条 知事は、前条の規定により勧告を行ったときは、当該機関に対し、その勧告の結果とられた措置について報告を求めるものとする。

(通報)

第十五条 知事は、生徒等の命と尊厳を守るために必要と認めるときは、警察署
その他関係機関に通報するものとする。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人間として尊重されなければならない。

近年、いじめに起因する生徒等の不登校や引きこもりなどが生じ、さらには生徒等がいじめによって自らの命を絶つ痛ましい事件が発生するなど、深刻かつ重大な社会問題となっている。全国的にも、学校現場では子どもからのＳＯＳの見逃しや初期対応の遅れなどにより問題が長期化、複雑化する例が多く見受けられるところである。

いじめの根絶に向けて、生徒等の生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止をはじめ、いじめを早期に発見し、対処するための意識改革と仕組みづくりに全力で取り組む必要がある。

そのためには、知事がリーダーシップを発揮し、いじめは、子どもに対する人権侵害であるという認識のもと、知事部局が直接いじめ問題に対応するため、その活動の法的な根拠とすべく、この条例を制定するもの。